



平成 30 年 3 月 30 日

各 位

会 社 名 パレモ・ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 吉田 馨
(J A S D A Q ・ コード : 2 7 7 8)
問 合 せ 先 常務取締役管理担当 永井隆司
電 話 番 号 (0 5 8 7) 2 4 - 9 7 7 1

取締役及び監査役に対する株式報酬型ストック・オプション制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 3 月 30 日開催の取締役会において、会社法第 361 条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を含まない。以下、同様。）及び監査役（社外監査役を含まない。以下、同様。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容に関する議案を、平成 30 年 5 月 17 日開催予定の第 33 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 株式報酬型ストック・オプション制度を導入する理由

当社の取締役及び監査役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、当社取締役の業績向上へのインセンティブを高めるとともに、当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより、当社の健全な経営を推進していくことを目的として、当社取締役及び監査役に対する報酬等としてストック・オプションを付与することについて、ストック・オプションに関する取締役及び監査役の報酬等の額改定のご承認をお願いするとともに、株式報酬型ストック・オプションとして交付される新株予約権の具体的内容のご承認をお願いするものであります。

II. 株式報酬型ストック・オプションを導入するために付議する議案の内容

1. スtock・オプションに関する報酬等の額

当社の取締役及び監査役に対する報酬は、会社法第 361 条第 1 項及び第 387 条第 1 項に基づき、平成 19 年 5 月 11 日開催の第 22 回定時株主総会において、取締役及び監査役金銭報酬として取締役については年額 150,000 千円以内（ただし、使用人分給与は含ま

ない。)、監査役については年額 50,000 千円以内とすることをご承認いただき、今日に至っております。

このたび、当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、かかる金銭報酬の額の枠内にて、取締役（社外取締役は含まない。以下、同様。）については年額 30,000 千円以内、監査役（社外監査役は含まない。以下、同様。）については年額 5,000 千円以内の範囲内で株式報酬型ストック・オプションとして 1 年間に取締役及び監査役に対して発行するための報酬等につき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役及び監査役に対し株式報酬型ストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個あたりの公正価値額に、割当てする新株予約権の総数に乗じた額となります。ここでいうところの新株予約権 1 個あたりの公正価値額の算定につきましては、割当日における当社株価及び行使価値等の諸条件もとに、ブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正な評価単価に基づくこととしております。なお、かかる株式報酬型ストック・オプションの付与は、新株予約権の公正な評価額を払込金額とする新株予約権を当社取締役及び監査役に割当てする一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、報酬請求権と当該新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により行います。

また、現在の取締役は 5 名（うち、社外取締役 1 名）、監査役は 4 名（うち、社外監査役 2 名）ですが、平成 30 年 5 月 17 日開催予定の第 33 回定時株主総会において、取締役選任議案が原案どおり承認可決されました後も現在と同様に、取締役は 7 名（うち、社外取締役 2 名）、監査役は 4 名（うち、社外監査役 2 名）となります。

なお、当社の取締役及び監査役の他に、当社子会社の取締役及び監査役に対しても下記と同様のストック・オプションを当社が必要とする個数において割り当てる予定です。具体的な付与対象者、支給時期及び分配については、取締役会にて決定いたします。

2. 報酬等の内容（ストック・オプション報酬として 1 年間に発行する新株予約権の内容）

(1) 新株予約権の数

取締役については 650 個、監査役については 110 個を各事業年度に係る定時株主総会開催日から 1 年以内に発行する新株予約権の上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

取締役については 65,000 株、監査役については 11,000 株を各事業年度に係る定時株主総会開催日から 1 年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数は 100 株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1円とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から割当日後30年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。

② その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(8) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上